

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

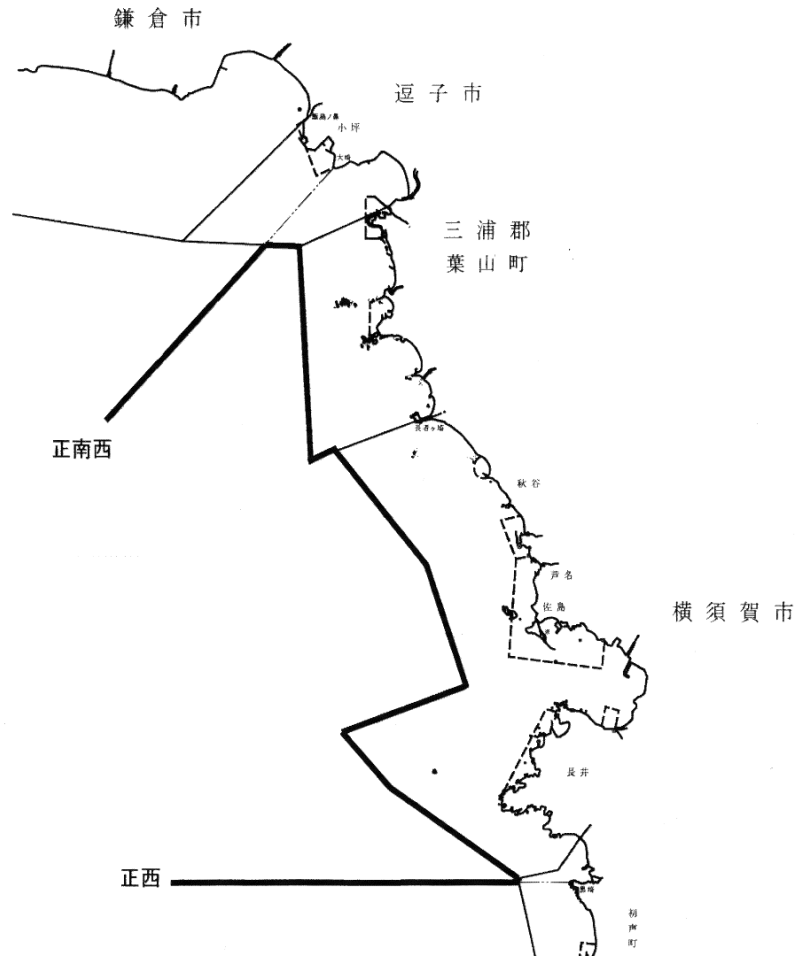
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かます一枚網漁業	1	定めなし	三浦市初声町黒埼突端より正西の線から逗子市大埼突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6 月 1 日から 11 月 30 日まで	横須賀市長井に漁業根拠地※を有している者	1. 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合 3 cm 以上 (2) 網丈 6m 以下 (3) 網 1 反の長さ 120m 以下 (4) 1 統の網の使用反数 15 反以下 2. 網の張立時間は、午前 3 時から午前 10 時までとする。	令和 5 年 10 月 2 日から同年 11 月 1 日まで	令和 5 年 11 月 21 日から令和 8 年 5 月 21 日まで
くるまえび三枚網漁業	1	同上	共第 2 号共同漁業権の漁場の区域。ただし、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域及び共第 3 号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4 月 1 日から 12 月 31 日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地を有し、かつ共第 2 号共同漁業権の漁場の区域においてくるまえび三枚網漁業を	なし	同上	令和 5 年 11 月 24 日から令和 10 年 4 月 24 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

					営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者			
かれい 三枚網 漁業	6	同上	A 横浜市中区本牧 本牧 ふ頭D突堤護岸北東角 B 本牧沖灯浮標 C 南本牧ふ頭護岸北東角 D 南本牧ふ頭護岸南角 E 横浜市金沢区鳥浜町 京浜ふ頭護岸東角 区域 上記 AB、BC、DE 及び陸岸によって囲まれた 区域	1月1日 から12月 31日まで	横浜市中区錦 町、新山下に漁 業根拠地を有し ている者	なし	同上	令和5年 12月15日 から令和 8年11月 17日まで

三浦市初声町黒埼突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



点の位置

- A 横浜市中区本牧 本牧ふ頭D突堤護岸北東角
- B 本牧沖灯浮標
- C 南本牧ふ頭護岸北東角
- D 南本牧ふ頭護岸南角
- E 横浜市金沢区鳥浜町 京浜ふ頭護岸東角

操業区域

AB、BC、DE及び陸岸によって囲まれた区域

